

高齢者を支える医療制度 新しい受給者証や被保険者証を発送します

現在使用している国民健康保険(国保)の高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証は、7月31日(日)が有効期限です。引き続き対象となる人には新しい受給者証や被保険者証を7月下旬に発送します。



問い合わせは 国保の高齢受給者については **国民健康保険課 ☎898-6249**
後期高齢者医療制度については **同課 ☎898-6253**

国保の高齢受給者に新しい受給者証

対象=国民健康保険に加入している70～74歳の人(後期高齢者医療制度加入者を除く)
有効期間=8月1日(月)～来年7月31日(火)か満75歳になる日の前日まで

■自己負担割合

受給者証に記載されている自己負担割合は、同一世帯における70～74歳の国保加入者の前年の所得で決まります。本年度の住民税課税所得が145万円未満の場合は2割(来年3月31日までは1割)、145万円以上の場合は3割負担となります。(3割負担の人は下記自己負担割合の見直しを参照)

■来年度から負担割合が変更

健康保険法などの改正で、負担割合が1割の人は来年4月から2割になります。このため、受給者証の負担割合は「2割(平成24年3月31日までは1割)」と表記しています。

後期高齢者医療被保険者に新しい保険証

対象=75歳以上か65～74歳で一定の障害があり認定を受けた人で、すでに後期高齢者医療被保険者証を持っている人
有効期間=8月1日(月)～来年7月31日(火)

■自己負担割合

保険証に記載されている自己負担割合は、同一世帯における後期高齢者の前年の所得で決まります。本年度の住民税課税所得が145万円未満の場合は1割、145万円以上の場合は3割負担となります。(3割負担の人は下記自己負担割合の見直しを参照)

■希望者には簡易書留で

簡易書留による郵送を希望する人は、7月21日(木)までに連絡してください。

■保険料を滞納すると

保険料の滞納状況によっては、有効期間の短い被保険者証を交付します。納付状況が改善しないときは、医療費が一時全額負担になる資格証明書を交付することもあります。

自己負担割合の見直し

上記の自己負担割合が3割負担となる人は、下記のとおり収入に基づき見直します。

国保の高齢受給者

負担割合が3割の人で、次の条件のいずれかを満たす場合は、申請すると負担割合が2割になります。

- 条件1**
 - 同一世帯に70～74歳の人が本人のみ
 - その収入額の合計が383万円未満
- 条件2**
 - 同一世帯に70～74歳の人が本人を含めて2人以上
 - その収入額の合計が520万円未満
- 条件3**
 - 同一世帯に①70～74歳の人が本人のみで②後期高齢者が1人以上
 - ①の収入額が383万円以上で①と②の収入額の合計が520万円未満

※来年3月31日までは1割負担です

後期高齢者医療被保険者

負担割合が3割の人で、次の条件のいずれかを満たす場合は、申請すると負担割合が1割になります。

- 条件1**
 - 同一世帯に後期高齢者が本人のみ
 - その収入額の合計が383万円未満
- 条件2**
 - 同一世帯に後期高齢者が本人を含めて2人以上
 - その収入額の合計が520万円未満
- 条件3**
 - 同一世帯に①後期高齢者が本人のみで②70～74歳の人が1人以上
 - ①の収入額が383万円以上で①と②の収入額の合計が520万円未満

母子・父子福祉医療費受給者は 更新手続きを忘れずに

問い合わせは **国民健康保険課 ☎898-6253**

母子・父子家庭などの「福祉医療費受給資格者証」の有効期限は7月31日(日)です。まだ更新手続きが済んでいない人は、7月中に必ず手続きをしてください。引き続き受給資格がある人には、新しい受給資格者証を7月下旬に郵送します。有効期間は8月1日(月)から来年7月31日(火)までです。

なお、今回は子どもと重度心身・高齢重度障害者の受給資格者証の更新はありません。

■受給資格者証は大切に

受給資格者証は次の4点に注意し、大切に扱います。

- ①現在使用中の受給資格者証は、8月1日(月)以降に市役所国民健康保険課か各支所・市民サービスセンターへ返却するか、処分してください。
- ②医療機関で受診するときは、医療保険証と受給資格者証を必ず窓口へ提示してください。
- ③住所や氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、14日以内に

届け出てください。

④他の市区町村へ転出するときは、市役所国民健康保険課か各支所へ受給資格者証を返却してください。

■福祉医療費の新たな対象者は申請を

福祉医療費の各制度と申請に必要な物は次のとおりです。また、県内からの転入者で前住所地で福祉医療費を受給していた人は、前住所地の市町村発行の「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。

●子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)：①保険証

●重度心身障害者・高齢重度障害者：

①身障手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、年金証書(障害年金1級)、特別児童扶養手当(1級)、1035以下を証明する書類のいずれか②保険証

●母子・父子家庭など(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子とその母か父など)：①母か父に所得税が課せられていないことを証明する書類②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証



消費者の豆知識

老人ホーム利用権の勧誘

〈事例〉温泉付き老人ホームのパンフレットが届きました。直後に、介護関係の団体を名乗る男性から、「パンフレットは届いていますか。老人ホームを利用する権利を20万円で購入してもらえれば、42万円で購入できます」と電話がありました。信用できる話でしょうか。

〈回答〉「高値で買い取る」という勧誘は、未公開株などの詐欺的な取り引きの勧誘で使われています。今回の場合も実際に買い取りが行われる可能性は低いと考えられます。

また、震災に乗じて「被災者に利用してもらおう予定」「被災者の入居申し込みが殺到している」などのセールストークが用いられるケースもあります。相手の団体が信頼できるのか、本当に被災者支援となるのか確認をしましょう。

もうけ話を安易に信じてはいけません。少しでも不審に思ったら、きっぱりと断りましょう。

問い合わせは
消費生活センター ☎2300-1755